



市議会だより



3月定例会を終えて

3月定例会は、2月24日に開会し、32日間にわたり開催しました。

議案39件、報告2件また議員提出議案1件が提案され、熱心な議論を行ったところです。

今定例会は、2つの大きな議会改革が行われた定例会でございました。

まず、「亀山市基本構想の変更」と、これまで議決事件ではなかった「亀山市基本構想に基づく基本計画の策定」が議案として提案され、議会として初めて議論ができました。市政の

課題が多様化し、市民にとって重要な事項が増えてきている中において、二元代表の一翼を担う市議会の議決権の拡大という大きな前進であったと思います。

次に予算決算委員会の設置でございます。これまでその都度、特別委員会を設置して審査を行っておりましたが、今定例会より常任委員会としたものです。より一体的、詳細な審査ができたものと考えております。

また、昨年度に「市議会広聴広報委員会」を設置いたしました。開かれた議会として市民の皆様への議会の情報提供の充実を図ってまいります。その取り組みの一つとして、ケーブルテレビや市議会ホームページを活用し、「ここにちは！市議会です」を放映しております。ぜひご覧いただきたいと思います。

亀山市議会議長 小坂直親



平成24年3月定例会は、2月24日から3月26日までの32日間の会期で開催しました。3月5日から8日までは議案質疑と市政に関する一般質問を行い、議案についてはそれぞれ所管する委員会に審査を付託、全議案を可決、同意、了承して閉会しました。

3月定例会議案等議決結果一覧

議案番号	議 案 名 等	議決結果
議案 第1号	亀山市の私債権の管理に関する条例の制定について 市の財政状況を取り巻く環境が厳しさを増す中、未収債権に対する取組について、より一層の強化が求められていることから、市の私債権についての適正な管理に必要な手続や基準を明確にするため、本条例を制定する。	原案可決
議案 第2号	亀山市行政組織条例の一部改正について 事務の所管部を一元化し、迅速かつ円滑な事務を実施することにより、市民サービスの向上を図るため、現在、環境・産業部が所管している「開発指導に関する事項」を建設部の分掌事務とする改正を行う。	原案可決
議案 第3号	亀山市情報公開条例の一部改正について 開かれた市政をより一層進め、行政の透明性を確保するため、市民の知る権利の保障の明記や、公開請求権者の範囲を拡大など、情報公開制度の拡充を図るため、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第4号	亀山市水防協議会条例の一部改正について 「津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、水防法が一部改正されたことに伴い、本条例で引用している同法の条項の整理を行う。	原案可決
議案 第5号	亀山市職員定数条例の一部改正について 平成24年4月1日から消防本部の組織に指揮支援隊及び北東分署建設準備室の新設計画等により職員を増員する必要があり、計画的な採用を行うため、消防機関の職員の定数を73人から、83人に改正する。	原案可決
議案 第6号	亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による障害者自立支援法の改正規定の一部が平成24年4月1日に施行されることに伴い、本条例で引用している同法の条項の整理を行う。	原案可決
議案 第7号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について 厳しさを増す財政状況及び他市における市長の退職手当の支給状況等を総合的に勘案し、市長の退職手当を減額することとするため、本条例について所要の改正を行う。	原案可決

議案の審議結果 (起立採決をとった議案について掲載)

※ ○印は賛成 ×印は反対 一印は欠席 なお、議長 小坂直親は採決に加わっておりません。

議 席 番 号	1	2	3
議 案 名	議 員 名	高 島 新	尾 崎 邦 洋
議案第8号 亀山市税条例の一部改正について	○	○	○
議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について	○	○	○
議案第26号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	○	○	○
議案第27号 平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	○	○	○
議案第38号 亀山市教育委員会委員の任命について	○	○	○
議案第39号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	○	○	○
請願第1号 年金支給額削減をやめて、無年金者の解消、低年金者の底上げを求める請願書	○	×	○
請願第2号 学童保育所の補助金についての請願書	○	○	○

議案番号	議 案 名 等	議決結果
議案 第8号	亀山市税条例の一部改正について 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」等が公布されたことに伴い、所要の改正を行う。	原案可決
議案 第9号	亀山市手数料条例の一部改正について 「外国人登録法の廃止」「住民基本台帳法施行令の一部改正」「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正」が行われることから、市が手数料を徴収する事務を定める本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第10号	亀山市立公民館条例の一部改正について 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による社会教育法の一部改正により、同法で定められていた公民館運営審議会の委員の委嘱の基準が削除され、市の条例において定めることとされることに伴い、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第11号	亀山市学童保育所条例の一部改正について 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による児童福祉法の改正により、本条例で引用している同法の条項の整理を行う。	原案可決
議案 第12号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について 「地方税法施行令の一部を改正する政令」により、国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額が引き上げられたため、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第13号	亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について 「外国人登録法の廃止」「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により、住民の印鑑の登録及び証明に関し必要な事項を定める本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第14号	亀山市公共下水道条例の一部改正について 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」により、「外国人登録法」が廃止されることに伴い、所要の改正を行う。	原案可決

4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	20	21	22
中崎孝彦	豊田恵理	福沢美由紀	森美和子	鈴木達夫	岡本公秀	坊野洋昭	伊藤彦太郎	前田耕一	中村嘉孝	宮崎勝郎	片岡武男	宮村和典	前田稔	服部孝規	竹井道男	大井捷夫	桜井清蔵
○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×
○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×
○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

議案番号	議 案 名 等	議決結果
議案 第15号	亀山市営住宅条例の一部改正について 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による公営住宅法の一部改正により、市営住宅の入居者資格の整備や、老朽化した市営住宅の用途廃止、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅を、市営住宅として設置及び管理を行うため、所要の改正を行う。	原案可決
議案 第16号	亀山市火災予防条例の一部改正について 「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令」により、消防法に定める危険物に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が追加されることに伴い、その貯蔵及び取り扱い場所に係る基準の経過措置を定めるなど、所要の改正を行う。	原案可決
議案 第17号	亀山市消防団条例の一部改正について 消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っており、消防団員の待遇改善を図るため、所要の改正を行う。	原案可決
議案 第18号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による障害者自立支援法の改正規定の一部が施行されることに伴い、所要の改正を行う。	原案可決
議案 第19号	平成23年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について	原案可決
議案 第20号	平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案 第21号	平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案 第22号	平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案 第23号	平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案 第24号	平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案 第25号	平成24年度亀山市一般会計予算について	原案可決
議案 第26号	平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
議案 第27号	平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案可決
議案 第28号	平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決
議案 第29号	平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について	原案可決

議案番号	議 案 名 等	議決結果
議案 第30号	平成24年度亀山市水道事業会計予算について	原案可決
議案 第31号	平成24年度亀山市工業用水道事業会計予算について	原案可決
議案 第32号	平成24年度亀山市病院事業会計予算について	原案可決
議案 第33号	平成24年度亀山市国民宿舎事業会計予算について	原案可決
議案 第34号	三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について 一部事務組合である三重県自治会館組合の共同処理する事務や、組合の名称を「三重県市町総合事務組合」に改めるなど三重県自治会館組合規約の変更に関して協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。	原案可決
議案 第35号	市道路線の認定について 阿野田38号線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。	原案可決
議案 第36号	亀山市基本構想の変更について 第1次亀山市総合計画の前期基本計画が平成23年度末で終期を迎えるため、後期基本計画を策定することから、基本構想においても整合を図るため変更を行うため、亀山市議会条例第11条第1号の規定により議会の議決を求める。	原案可決
議案 第37号	亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について 第1次亀山市総合計画の前期基本計画が本年度末で終期を迎えることから、平成24年度から5年を計画期間とする後期基本計画の策定について、亀山市議会条例第11条第2号の規定により議会の議決を求める。	原案可決
議案 第38号	亀山市教育委員会委員の任命について 亀山市教育委員会委員の肥田岩男氏が、平成24年3月27日をもって任期満了となるので、引き続き同委員として任命するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。	同 意
議案 第39号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求ることについて 人権擁護委員の伴豊氏が、平成24年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同委員として推薦するため人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。	同 意
報告 第1号	専決処分の報告について 亀山市関町木崎1416番地において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成24年1月30日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。	了 承
報告 第2号	専決処分の報告について 亀山市関町鷺山478番地1において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成24年3月7日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。	了 承
議員提出 議案第1号	亀山市議会委員会条例の一部改正について 亀山市議会に、常任委員会として予算決算委員会を設置するため、所要の改正を行う。	原案可決

議案質疑は17名の議員が行いました。内容は次のとおりです。
(質疑一覧中、太字の質疑について、質疑の要旨、答弁を掲載しています。)

森 美和子 (公明党)

議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について



- 1 前期基本計画の総括について
- 2 後期基本計画の方向性と具体的な施策展開について
- 3 市長マニフェストの反映について
- 4 健康で自然の恵み豊かな環境の創造
 - (1) 消防力の充実・強化

ア 広域化の協議とあるが、今後の方向性について

問 平成19年から10年間を計画期間とする亀山市の最上位計画である第1次亀山市総合計画の前期基本計画が、平成23年度で終了するが、5年間で大きく進んだ点、反省すべき点、及び課題について伺う。

この反省すべき点や課題を、今回の後期基本計画の中にどう生かしていくのかということが問われてくるが、残り5年間の後期基本計画の方向性と、市長の政策公約がどのように反映されたのか伺う。

答 前期の5年間の成果としては、亀山市まちづくり基本条例の制定、歴史的町並みの保存の推進、

前田 稔 (緑風会)

議案第36号 亀山市基本構想の変更について及び議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について



- 1 後期基本計画の策定にあたり市長は亀山市の将来都市像をどのように考えているのか
- 2 健康で自然の恵み豊かな環境の創造
 - (1) 防災力の強化

ア 防災力の強化において空き家対策に関する記述がないがどうしてなのか
 - (2) 消防力の充実・強化

ア 第1次総合計画、安全・安心なまちづくり、消防力の充実において「市北東部地域への支所機能をあわせた署所の配置、整備について新たに検討を進めます。」とあるが、後期計画では支所機能の記載がないがどうしてなのか
- 3 生きがいを持てる福祉の展開
 - (1) 持続的な国民健康保険事業の運営

ア 医療費の抑制に向けた取り組みを進めるとあるがどのような取り組みなのか
- 4 次世代を担う人づくりと歴史文化の振興
 - (1) まちづくり観光のマネジメント

ア まちづくり観光の推進、本市の多彩な魅力を様々な情報媒体を活用して情報発信を行うとはどのようなことか

問 第1次総合計画を策定した5年前と比べて日本の経済状況、社会状況は大きく変化をしている

義務教育終了時までの医療費の無料化、学校施設や情報教育の充実など亀山らしさのあるまちづくりが推進できたものと考えている。

一方課題としては、経営資源の活用の視点や、事業展開と施策との結びつきを意識した取り組み姿勢が不十分であることや、子育て施策、環境施策、歴史文化施策など、本市特有の取り組みをいかに持続可能なものにしていくかなどであると考えている。

後期基本計画においては、35の基本施策のもとに308の施策を位置づけて、積極的な施策推進を図っていくこととし、今後5年間の戦略の視点を明らかにし、「まち守り」、「まち磨き」、「みんな健康」、「子ども輝き」の4つの戦略プロジェクトを位置づけ、プロジェクトの推進力を高める取り組みとして、地域における人と人のつながりを大切に考えた自立した地域コミュニティ活動を促進する仕組みづくりを進めることとした。市長マニフェストと総合計画との整合性は、マニフェストに示した68施策のうち、63施策を後期基本計画の施策に反映させた。

が、後期基本計画策定に当たり、亀山市の将来都市像をどのように考えているのか、選択と集中、暮らしの質を高めるという取り組みはどのように反映されているのか。

答 今後のまちづくりについては、一層、安心・安全に軸足を置いたまちづくりや、行財政改革の積極的な推進が求められるとともに、前期施策の成果を今後の経営資源ととらえた中で、それらを生かし、つなげながら地域ポテンシャルを發揮させていくことが必要であり、地方分権時代にふさわしい自立した5万人都市として、持続可能な自治体経営を行っていくことが根本であると考えている。後期基本計画では計画の基軸となる4つの戦略プロジェクトを位置づけ、それらの取り組みの推進エンジンとなり、その推進力を向上させるべくまちづくりの舞台となる地域コミュニティを大切に考えた施策を展開していきたい。
 選択と集中については、従来の施策を、35の基本施策、308の施策に再編、集約をさせ、その中で特化して4つの重点プロジェクトを設定しており、これが選択、集中という考え方である。

また、亀山市の現在の暮らしの質を持続させていくためには、行政、市民、事業所などの市民力、地域力の結集が重要であり、その新たな公共をより一層前に進めるための協働の仕組みづくりを推進エンジンとしていこうという考え方を盛り込んだ。

中村 嘉孝（新和会）

議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について



- 1 前期基本計画の戦略プロジェクトの検証について
- 2 後期基本計画の戦略プロジェクトの背景について
- 3 市民参画・協働と地域づくりの推進
 - (1) 地域コミュニティの活性化
 - ア 活動を促進させる新たなしくみづくりについて
 - イ 活動支援のための職員のサポート体制について
 - ウ 成果指標について
- 4 戦略プロジェクトの進行管理・評価について

問 先行き不透明な経済情勢の中、本市の財政運営も厳しくなると想定され、前期基本計画を検証し後期基本計画につなげていくということである。前期基本計画の戦略プロジェクトの検証と、後期基本計画の4つのプロジェクトの背景について伺う。

答 前期基本計画の戦略プロジェクトの検証として、安心・安全プロジェクトでは、公共施設や住宅の耐震化の推進や自主防災組織の組織拡大など、子育て支援と定住プロジェクトでは、子ども支援センターの設置による途切れのない子育て支援や

竹井 道男（市民クラブ）

議案第36号 亀山市基本構想の変更について



- 1 議会基本条例制定で議決対象になったことへの見解について
- 2 今回、なぜ基本構想を変更するのかについて
 - (1) 基本構想とはどのような位置付けなのかについて
 - (2) 今後は、5年間毎に基本構想を修正するのかについて

議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について

- 1 後期基本計画の策定の考え方について
- 2 後期基本計画における行政評価のあり方について
- 3 計画実施における財源について
- 4 地域コミュニティについて
 - (1) なぜ新たな施策に取り組むのかについて
 - (2) これ迄の取り組みの総括をすべきではないのかについて
 - (3) どの様に取り組みを展開していくのかについて
 - (4) 職員の支援体制について

問 地方自治法に定めのない事項を議会基本条例において議決対象としたことは、議会の議決権の拡大という非常に画期的なことであるが、市長の見解を聞く。また基本構想は、今回の後期基本計

中学校卒業までの医療費無料化などの成果があつた。また景観づくりプロジェクトでは、亀山市景観条例の制定と景観計画の策定や亀山市歴史的風致維持向上計画の策定など、地域元気プロジェクトでは、亀山市まちづくり基本条例の制定、協働事業提案による事業の実施などが主な成果である。

次に後期基本計画4つの戦略プロジェクトの背景として、1点目は、東日本大震災による防災に対する市民意識の高まりと、自助・共助を中心とした防災力向上の必要性の視点から、まちの防災力を強めるもの、2点目は、地方分権が進む中で、特性を生かした取り組みと蓄積された地域資源を活用したまちづくりが必要となる視点から、まちの魅力や価値を高めるもの、3点目は、少子・高齢化の進展等による社会保障制度への不安や、市民の健康に対する取り組みが必要となっている視点から、市民の健康寿命を延ばすものである。また、4点目として人口減少社会の到来や少子化が進行する中、本市の特色である子育てに優しいまちの充実を図る必要な視点から、子供たちの笑顔を広げるものとしており、この4つの戦略プロジェクトを重点的かつ政策横断的に取り組むこととしている。

画の策定が引き金となって、5年目のタイミングで変更したのか、今後はどうするのか確認する。

答 基本構想及び基本計画が議会基本条例に基づく議決対象となり、議会において審議されることは、亀山市まちづくり基本条例に市長の責務として規定される地域経営の視点に立ったまちづくりを進める上で意義あることであり、また、地方自治体の二元代表制の中で、議会と首長が構想や計画の策定責任と議決責任を共有できる側面も大きな変化であると考えている。

基本構想の位置づけは、市の最上位計画である総合計画の中で、長期的な視点に立って市の将来の目標すべき姿、まちづくりの基本的な考え方、実現に向けた施策の大綱等を位置づけるものであり、社会経済情勢が激しく変化をする中で、基本計画のスタイル、プランニング等の検討の余地があると認識している。

今回の基本構想の変更は、基本構想の実現に向け、より効果的に後期基本計画を推進していくため、実務的な視点から一部整合を図ったものであり、これまでの基本構想を今後も継承していくという考え方にはない。これまでの基本構想を継承することを前提とした中で、基本構想の実現にさまざまな施策の再編整理をしたものである。

鈴木 達夫 (ほぶら)

議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について



1 快適な都市空間の創造

- (1) 計画的な都市づくりの推進
 - ア 市庁舎や社会福祉施設などの適正配置と機能連携について

問 市庁舎や社会福祉施設などの都市施設については、防災等の視点を踏まえた適正配置と機能連携ということであるが、今回の東日本大震災により、庁舎機能のあり方の考えに変わりはあったのか。

今回の地震の教訓と、前期基本計画において、満足ではないがおおむね事業を達成したという中で耐震、あるいは防災拠点の視点からも、新庁舎の必要性は十分あると思うが、それでも市長は他に優先すべき事業があると言つて続けるのか。

さらに総合計画審議会における議論の中でも、委員の新庁舎に対する必要性や強い思い入れがあったが、市長はどう感じたのか聞く。

服部 孝規 (日本共産党)

議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について



1 今後5年間の基本計画であるのに、財政見通しを示す資料がない。

財政の裏付けのない計画はあり得ず、基本計画に財政計画を入れるべきではなかったのか

2 快適な都市空間の創造

- (1) リニア中央新幹線の実現に向けた取り組み
 - ア 「現状と課題」で「市内停車駅の設置については、その経済効果等の検討を進めていく必要」があるとしている。駅誘致をするかどうかはこうした検証後に結論づけるべきではないか

3 生きがいを持てる福祉の展開

- (1) 持続的な国民健康保険事業の運営
 - ア 収納対策の強化や医療費の抑制に向けた取り組みをあげているが、これだけでは「基本施策を目指す姿」の実現は無理だ。一般会計からの繰り入れや国保税の引き下げをすべきではないか

問 後期基本計画はこれから先5年間の基本計画であるのに、財政見通しを示す資料が基本計画に含まれていない。パブリックコメントにおいても、財政計画も知らず、財政の裏づけもわからないま

答 東日本大震災を受け、私自身も被災地を調査しさまざまな教訓を得た。庁舎機能ということでは、現在の市の業務のほとんどがコンピューターシステムによって情報管理をされており、大災害時の情報保護の大切さを再認識した。

庁舎機能の心臓部に当たる情報管理、情報の保全等の高い安全性を確保し、万一大災害に見舞われても、早く復旧ができるという状態をつくり上げていきたいと考えている。

新庁舎の建設については、基本的に従来の方針を堅持したいと考えているが、後期基本計画の期間中は、議員にご指摘をいただいたこと、あるいは総合計画審議会の委員の方々の思いもしっかりと受けとめさせていただき、中・長期的な都市機能、都市施設の配置について総合的に検討していくという考え方である。

行政課題や対応すべきことが数多くある中で、市全体として何を優先して取り組むのか、その裏づけとなる財源は何なのか等を整理して、今後5年間の後期基本計画の中へ整理をしており、庁舎のあり方については今後もう少し長いスパンで検討したいと考えている。

ま、意見を出すやり方はどうなのか。財政計画が示されていればもっと違った意見が出たのではないか。

答 中期財政見通しは、後期基本計画と並行して策定している。後期基本計画に掲げる施策の実現に向け策定した第1次実施計画に位置づけた事業のほかに標準的経費についても勘案しており、後期基本計画に記載していない事業の要素が含まれる中期財政見通しについては、参考資料として提出させていただいたものである。

後期基本計画は、施策レベルで取りまとめを行っており、具体的な事業は記載をしていないことから、実施計画にあわせて中期財政見通しを出すという考え方である。

政策の優先順位と行財政の見通し、運用の状況を議員並びに市民の皆さんと共有することは大変重要であるという問題意識は十分持つておらず、今後大変厳しい中ではあるが、的確に対応していくと考えている。

櫻井 清藏（ぼぶら）

議案第36号 亀山市基本構想の変更について及び 議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について



1 亀山市基本構想の変更及び、亀山市基本構想に基づく基本計画の策定についての基本的な考え方について

問 平成24年度は後期基本計画スタートの年に当たり、新生亀山市離陸の年として力強く踏み切ることであるが、離陸した後の着陸の地点はどこで、いつを目指しているのか。

着陸地点というのは、市町合併協議の中で、亀山市、関町、亀山市民、関町民とで協議された事業の中で一つ欠けている庁舎建設がされることによって、やっと新亀山市ができ、着陸できると考えるが市長はどう考えるのか。

答 総合計画後期基本計画の策定については2年間議論して、今回議会にお示しをしたもので、平成24年度から5カ年の後期基本計画の目指すべき

福沢 美由紀（日本共産党）

議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について



1 快適な都市空間の創造

(1) 公共交通機関の整備

ア 現在の再編計画のように交通弱者に対象を絞ったものでは限界がある。対象は市民すべて、まちづくりとして取り組むべきと思うがどうか

2 市民参画・協働と地域づくりの推進

(1) 人権の尊重について

ア 市民間の人権意識向上よりも、まずは行政が市民一人ひとりに対し、日本国憲法でうたわれている「基本的人権」をきちんと保障するという視点が必要ではないか

(2) 男女共同参画の推進

ア 施策の方向として、市民の意識づくりよりまずは、安心して家庭生活と社会生活を両立できる環境の整備の促進が優先的になされるべきではないか

問 後期基本計画を読むと、人権ということの意識の問題、差別問題が矮小化されている傾向があると感じる。日本国憲法でうたわれている基本的人権をきちんと保障するという視点をまず第一に書き込んでこそ、市民の意識改革などが後からつ

ものは、当然将来都市像であり、これに向かって力強く離陸をしようと、こういう思いを込めて表現をしたものである。

庁舎建設については、亀山市を取り巻く環境が変化をする中で、中・長期的な取り組みとして何を優先順位として位置づけるのかということを、議会での議論も踏まえて判断をさせていただいて今日に至っているものである。

どこへ、いつ到着をさせるのかということについては、現在亀山市にはさまざまなニーズや課題があり、強みや弱みもあり、今後の状況が不透明な要素もある中にあってはすべての課題に対応できないことから、選択と集中という視点でもって施策展開をして、前に進めていくという基本的な考え方であり、ご理解をいただきたいと考えている。

市民の愛着、誇りを高め、市民力で地域力を高める、そういう亀山市をつくっていく、これに向かっていくということである。

いてくることではないのかと思うが考え方聞く。

答 基本的人権の尊重は憲法のもとに保障されている権利であり、市におけるさまざまな施策の根底をなすものと考えている。

したがって、人権に係る基本施策の中で、改めてこの基本的人権についての記述はしていないが、各施策において、その精神は基盤となっているものという認識の上で計画を立てている。

人権における基本施策は市民一人ひとりが尊重され、つながり合い、心豊かに暮らすことができるまちの実現を目指すものであると考えており、何よりも市民一人ひとりの生きる権利を重要な課題として考えていく姿勢はあえて申すまでもないものである。

今後、基本計画の中の人権に係る施策の推進に当たっては、関係部署とともに基本的人権の尊重の精神を配慮しつつ、連携を図りながら、さまざまな取り組みを横断的な視点でとらえて推進していきたいと考えている。

森 美和子（公明党）

議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について



1 予算編成の基本的な考え方について

- (1) 新年度の特徴的な施策について
- (2)「積極的な予算編成」と「選択と集中」について
- (3) 予算編成の基本的な考え方にある「税外収入の確保を積極的に努める」とは具体的にどんなことか

2 農業者育成支援事業について

3 学校図書館支援事業と図書館情報システム導入事業について

問 市長は、就任以来一貫して「選択と集中」「身の丈に合った」さらには「あれもこれもでなくあれかこれか」という言葉を使いながら、小さくともキラリと輝く亀山市を構築されようとしてきた。しかし、今回、中期財政見通しが提出され、今後の財政の見通しが非常に厳しくなっていく中での対前年度比6.5%増という積極的な予算が提出されたが、これは今までの市長の言葉との整合するのか伺う。

答 平成24年度の当初予算は、当然低迷する経済

宮崎 勝郎（緑風会）

議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について



1 平成24年度予算の特徴は何か

- 2 税収減を見込む中で、予算総額6.5%増とはどういうことなのか
- 3 身の丈に合った予算なのか

議案第1号 亀山市の私債権の管理に関する条例の制定について

- 1 新たに制定される条例の目的は何か
- 2 私債権とは、どのような権利なのか
- 3 私債権の権利を、どのように行使していくのか

議案第5号 亀山市職員定数条例の一部改正について

- 1 職員定数は、今回提案されている10人増でいいのか
- 2 北東分署新設の職員配置は、何人に考えているのか

議案第15号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 今回の改正によって、市営住宅の入居条件は変わることか
- 2 入居収入基準の読替規定はどういうことなのか
- 3 老朽化した市営住宅の用途廃止により戸数が減るがどうするのか
- 4 新たに借り上げする住宅は必要なのか

情勢や税収動向等を踏まえながら、亀山市第1次総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けて、後期基本計画における取り組みを着実に推進することと、徹底した行財政改革による選択と集中を基本姿勢に、暮らしの質を高める施策事業を優先し、限られた財源を有効かつ適切に活用することとした。

これらを踏まえ後期基本計画の初年度として、第1次実施計画に掲げる事業を展開することとし、前年度比6.5%増となる211億7,880万円となった。増額となった主な要因は、和賀白川線や野村布氣線などの合併特例債事業、ごみ溶融施設長寿命化事業、民間保育所整備事業や、井田川小学校教室増設事業などの実施によるものである。

これらの財源については、特定財源の活用や、財政調整基金や減債基金などの基金からの繰り入れ、また合併特例債を始めとする特定財源の活用を図ることで、市民生活にも十分配慮し、後期基本計画の初年度としての予算を編成した。

なお、選択と集中、身の丈に合った予算は財政運営の基本と考えており、これまでと方針は変わっていない。

問 指揮支援隊の新たな設置、北東分署の設置を考えると、消防職員の定数は、今回提案されている10人増でいいのか、それが適正なのか伺う。

答 今回の職員定数10人増の内訳は、消防本部組織の指揮支援隊及び北東分署新設の計画、退職者先行採用分である。

北東分署の配置人員は、消防力適正配置の調査において分析されているように、ポンプ車1台、救急車1台を配置する場合、これらの車両を運用するに当たり1当務4人が必要とされ、その当務人員を維持するためには12人の人員が必要と指標が示されていることから、この12人を一定の目安と考えている。北東分署新設のための配置人員の確保については、現有署所も含めた総合的な消防力の充実強化の観点に立った組織再編による配置人員の見直しなど、必要な措置を講じたいと考えている。

北東分署も含めて亀山消防署が抱えている諸課題、今の現有勢力などをトータル的に総合的に見ると10人増が妥当であると考えている。

中嶋 孝彦（新和会）

議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について



- 1 積極予算について
- 2 最重要課題として位置付けたものは何か
- 3 事業仕分けを含め、前年度の事業を廃止か休止したものはあるか
- 4 主な新規事業とその予算額は
- 5 防災対策に集中投資する考えはないか

問 新たに示された中期財政見通しでは、財源不足が見込まれるという中で、財政調整基金、減債基金などの基金の有効活用により財源手当てを行うこととなるが、平成28年度には各基金が枯渇することになり、将来の財政運営というのは極めて困難なものになると書かれている。そして、さらなる行財政改革に取り組んで、持続可能な健全財政の確立を目指していくとも書かれている。こういう中において積極予算を編成したのはなぜなのか

また、平成24年度予算を編成するに当たり、事業仕分けも含めて前年度の事業を廃止、休止したものはあるのか。24年度予算から、事業の切り込みを行っていかないと、いつまでたっても市長の言

竹井 道男（市民クラブ）

議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について



- 1 予算編成の基本的な考え方について
 - (1) 後期基本計画初年度の予算編成の考え方について
 - (2) 積極型の予算なのかについて
- 2 市税の減収をどのように分析しているのかについて
- 3 中期財政見通しの変更について
 - (1) 平成22年度中期財政見通しと平成24年度中期財政見通し変化点について
 - (2) 行財政改革大綱との関連について
 - (3) 適正な財政規模、身の丈に合った行政運営への転換について

議案第32号 平成24年度亀山市病院事業会計予算について

- 1 平成24年度の経営計画について
- 2 市からの負担について

3 器械備品購入や建物改修事業の影響について

議案第33号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計予算について

- 1 耐震改修工事について
- 2 指定管理者制度導入の考え方について
 - (1) 会計管理の在り方について
 - (2) 職員の対応について

問 歳入に見合った歳出、身の丈に合った持続可

う身の丈に合った予算にならないのではないか。

答 身の丈に合った財政運営には、歳入に見合った歳出といったことが重要であると認識をしているが、平成24年度の予算編成においては、継続事業である和賀白川線整備事業、野村布気線整備事業などの事業の推進、環境センター溶融炉の長寿命化事業、それから後期基本計画スタートの年であることから喫緊の課題を解消のほか、これまでの住民サービスを低下させることなく、継続的に提供することは不可欠であることから、財政調整基金など、あらゆる財源を駆使し、予算編成を行った。

平成24年度一般会計の中で事業は469事業あり、77事業が主要事業となっている。平成24年度において廃止、あるいは休止とした事業は主要事業で2事業で、誕生日祝金と、事業仕分け事業であり、事業仕分け事業は平成22・23年度の取り組みの検証を行い、行財政改革に向けたより効果的な取り組みを検討するため一時休止としている。このほか、深谷水路整備事業、深谷新道線整備事業は、事業進捗を勘案し、実施計画の位置づけを見送っている。標準予算については、介護予防支援センターの廃止による管理費の減額の他、各部署での削減目標を定め予算編成を行った。

能な財政運営と、24年度は積極的な予算編成だと評価したことの整合性について聞く。また、市税の減収の分析について聞く。

答 積極的という意味合いは、和賀白川線や野村布気線整備事業などの合併特例債事業、24年度より着手する溶融処理施設の長寿命化事業、井田川小学校教室増設事業など喫緊の課題を解消するためにスピード感を持って取り組むことや、また新たなソフト事業に取り組むといったことも一つの要因と考えている。

身の丈に合った財政運営には、歳入に見合った歳出といったことが重要であると認識をしており、平成24年度の予算編成においては、和賀白川線などの継続事業の推進はもとより、後期基本計画のスタートの年といったこともあり、それぞれの年次目標の必達、喫緊の課題にも対応するといったことで、総じて積極的な予算ということである。

市税の減収の分析については、平成28年度までの市税収入の見通しは、個人市民税は平成25年度以降は1%の減収、法人市民税は社会経済情勢の動向が今のところは不透明であることから据え置き、固定資産税の土地・家屋については評価替えによる影響分、償却資産については液晶関連の新規投資分を見込むとともに、現有資産の減価償却分の減少を見込んでいる。

伊藤 彦太郎（ほぶら）

議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について



1 第2表継続費 ごみ溶融処理施設長寿命化整備事業について

- (1) 施設の老朽化の状況について
- (2) 長寿命化の内容・効果について
- (3) 契約方法について
- (4) 今後の維持・運用の考え方について

問 現在、ごみ溶融処理施設は、どのような不具合が生じているのか、あるいはこのまま使い続けると今後どうなるのか、老朽化の状況について伺う。

また、耐用年数は20年ぐらいと以前から言われていたと聞いているが、15年というように耐用年数が減ってきてているが、当初の見込みが何で違っているのか、耐火物に関しては、できるだけ早目に手を打っておくことは理解できるが、制御盤などは15年ぐらいたってから整備しても構わないのではないか。

答 溶融炉は平成12年から稼働して、間もなく12

福沢 美由紀（日本共産党）

議案第1号 亀山市の私債権の管理に関する条例の制定について



1 条例を制定することにより、私債権の管理がどのように変わるのか

議案第12号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

1 経済情勢や増収効果などを踏まえ、厚労省は平成24年度の限度額引き上げを見送った。それなのになぜ今回あえて課税限度額を引き上げるのか

問 厚生労働省が、今の経済情勢や増収効果などを踏まえて限度額の引き上げを見送った。それなのになぜ今回条例の改正を行うのか。国民健康保険税は年々上がってきているが、この7年間でどのくらい引き上げられたのか。

また、今回の引き上げに該当するのは、所得が幾らぐらいの世帯であり、その世帯数の全世帯に占める割合はどのくらいなのか。

さらに、今回の引き上で、税の増収はどのくらいになり、それが全体の何パーセントを占めるのか聞く。

年が経過しようとしている。施設の環境は高温多湿ということもあり、機械や設備の摩耗や劣化は早く、日常点検や定期整備で部分的に補修などを行ってはいるが、老朽化が進んでいる。

今回の長寿命化事業については、炉や燃焼室の耐火物が損耗により耐火性能や断熱性が年々低下してきていることや、分散型制御システムや制御盤は現行機器が製造中止となり、製造メーカーでの修理対応が不可能となる期限が迫っていることなどからである。主要な機器については、おおむね10年から15年が耐用年数、受け入れ供給設備や電気設備等はおおむね20年はもつだろうと言われており、これらの重要な機器に操業中に故障等が発生すると、施設の停止ということにつながることから、主要な設備の耐用年数15年という前にきちんと整備をすることにおいて、性能効果が維持できると考えている。

また、制御盤等システム関係についても、現行機器の製造中止から部品等が供給することができないと、炉自体の停止につながってしまうところであり、いち早く更新をしなければならないと考えている。

答 今回の条例改正は、昨年度に地方税法の規定により施行令が一部改正をされ、国民健康保険税の課税賦課限度額が引き上げられたことによるもので、高額所得者から応分の負担をいただくものである。

最近の7年間の引き上げ額は、基礎課税額、後期高齢者支援金、介護納付金の合計額からすると、平成18年度が61万円で、今回77万円となり、16万円の引き上げとなる。

今回の引き上げに該当する世帯は、24年度で、平均的な40歳以上の夫婦の所得で言うと880万円以上の世帯の方が対象になる。

また、今回の引き上げによる、税の増収額は240万円で、税全体の0.29%となる予定である。

岡本 公秀（新和会）

議案第1号 亀山市の私債権の管理に関する条例の制定について

- 1 私債権の項目と未収額について
- 2 第8条第1号の規定について
- 3 債権放棄とその根拠について
- 4 台帳の整備と取り立て方法について



問 第8条第1項第1号には、債務者が生活保護法による保護を受けている者又はこれに準ずると認められる者であり、資力の回復が困難で当該市の私債権について履行される見込みがないと認められるときは私債権を放棄できると書いてある。このような規定が明文化されると、取り立てる方は努力を余りしなくなり、安易な債権放棄が起きるのではないか、また債務者からみると市は債権をすぐに放棄してくれるであろうという期待が発生し、その結果モラルの低下を招くのではないか。安易な債権の放棄は、市民に負担がかぶつてくることになり、極力慎むべきであると思うが法的根拠はどうなのか。

さらに、台帳の整備と取り立て方法について聞く。

櫻井 清藏（ぽぶら）

議案第19号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費 消火栓整備事業 消火栓設置費負担金12,379千円の減額について
- 2 第10款教育費 第3項中学校費 第1目学校管理費 中学校給食実施事業 委託料7,108千円の減額について
- 3 第12款諸支出金 第1項基金費 第6目庁舎建設基金費 庁舎建設基金積立事業 積立金45,195千円について



議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について

- 1 平成24年度予算編成について
 - (1) 編成においての主課題について
 - (2) 中期財政計画との整合性について

問 市長は、庁舎建設を凍結とした。それなのになぜ、平成28年度には財政調整基金がゼロになるという状況の中、いつ建てるか分からぬ庁舎建設基金に積み増しをするのか。財政調整基金へ積み、自由に使えるようにしておくのが、不況で税収も減った今の最大の手法ではないのか。

答 条例第8条は、市の私債権の放棄について定めたもので、将来的に徴収が不可能な債権を管理し、台帳を整理し続けることは、債権管理を行う上で大きな負担になっており、債権管理業務の効率化を図ることを目的としている。

第8条第1項第1号は、債務者が生活保護法による保護を受けている場合等で、その後においても生活状況の回復が困難で、当該市の私債権について履行される見込みがないと認められる場合に、債権の放棄が可能となり、放棄に当たっては、慎重な判断が必要で、安易に債権放棄をすることがないよう、判定委員会にて判定を受けた後、放棄を行うこととしている。また放棄の規定は、国の債権管理事務取扱規則に準じて作成している。

台帳の整備については第5条で義務づけており、現在は私債権を管理する部署で管理しているが、今後効率的な徴収や、条例に基づいた処分を行うために、記録項目など統一した台帳により管理を行うことで、関係室間との情報共有を図りながら、効果的な債権管理を進めていくこととしている。

また、債権の徴収は、担当部署において徴収計画を立てながら効率的な徴収を行っていきたいと考えている。

答 庁舎建設基金についてはこれまでさまざまな議論をいただいている。将来、庁舎建設の財源となる折に、自主財源を積み上げておくことで、起債額を抑えることができるという意味から目的を持った基金であり、将来のために積み上げていこうという方針は、従来からとってきたスタンスである。これまで財政状況を見きわめながら積み立てを行っていきたいと答弁してきており、今回の3月補正において、歳出の減額などから財源に余剰が生じたので、4,519万5,000円を積み立て、今年度の積立額を合わせ5,000万円としている。

それぞれの基金は当然目的を持って、中・長期的にその備えとして準備をしていくという意味で意義があるものと考えており、それが財政調整基金であろうと、特定目的の基金であろうとこれを組み合わせながら、安定をした行財政運営をしていくものと思っているのでご理解をいただきたい。

服部 孝規（日本共産党）

議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について

- 前年度比6.5%増の約212億円の予算規模は、市長の言う「身の丈にあった予算規模」なのか

議案第7号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

- 削減に踏み出したことは評価するが、なぜ本則を改正しなかったのか

議案第8号 亀山市税条例の一部改正について

- 市民税の均等割が増額されるが、そのことにより、どれだけの市民が負担増となるのか



問 今回の市税条例の一部改正は、東日本大震災からの復興のための財源確保に関する特別措置法と、復興に関し地方公共団体が実施する防災のための財源確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の2つの法律の一部改正で、復興費用19兆円を賄うために、所得税、法人税、個人住民税の改正がされている。そのうち個人住民税については、どれだけの市民の方が幾ら負担増になるのか、またそれは被災地の復興に充てられるのかどうか伺う。

答 今回の一改正は、東日本大震災復興基本法の基本理念に基づいて実施をされるものである。個人市民税については、26年から35年までの10年間の個人市民税の均等割の税率が引き上げられるもので、23年度においては、市民税の均等割納税義務者数が2万4,778人で、この方が対象になる。税額は、市民税の均等割が500円、県民税の均等割が500円の増で、合わせて現行の4,000円から5,000円、1人当たり1,000円の負担増となる。

また、東日本大震災からの復興における地方税の財源確保の考え方については、東日本大震災復興基本法の基本理念を受けて、地域住民が広く負担を分かち合いながら、きずなを持って支えてもらうという意味合いから、個人住民税均等割が選択をされている。その財源は、緊急防災、減債事業の地方負担分の財源を国に依存するのではなく、地方公共団体みずからも財源を確保することとしたため、それらの事業に充当されることになる。

一般質問は18名の議員が行いました。内容は次のとおりです。
(質問一覧中、太字の質問について、質問の要旨、答弁を掲載しています。)

森 美和子（公明党）

教育行政の一般方針について

- 「親学」の取り組みについて
- 「コミュニティスクール」の考え方について



婚活支援について

- 男女の出会いの場の仕掛けづくりについて

更なる子育て支援の充実について

- 不育症治療に対する助成について

問 近年、多くの自治体で婚活支援の取り組みが広がっており、少子化対策や若者の定住化の促進、また、まちおこしの一環としてなど、多彩な取り組みを行っている。核家族化の増加、介護の問題、虐待など、行政が介入せざるを得ないのが現在の状況であり、こうした背景から自治体における婚活支援の広がりがあるようだ。当市としての、婚活支援についての考えを聞く。

また、納涼大会、関の花火大会、大市、森林公園やまびこ、亀山会故の森などのイベントなどの

地域資源を生かした取り組みが大事なのではないのか、そこから仕掛けができるのではないかと思うがどうか。

答 各自治体で行う婚活支援については、目的によって、さまざまな取り組みが見られ、県内でも商店街活性化などとあわせた、いわゆる街コンの取り組みも見られるところである。こうした場での男女の出会いなども、人と人とのつながりを生み出す交流の促進や、まちの活性化にもつながるものと考えている。

本市においては、現在のところこうした取り組みは行っていないが、市内において実施されるさまざまなイベント、多くの人に訪れていただける関宿などの観光資源や豊かな自然環境などの地域資源には、さまざまな他の目的と組み合わせ実施することで、男女の出会いの場につなげられる可能性があるものと考えている。今後、さまざまな取り組みを進めるに当たって、男女の出会い、いわゆる婚活の場づくりにつなげられるという視点も持ちながら、検討していきたいと考えている。

尾崎 邦洋（緑風会）

施政及び予算編成方針について

1 平成23年度の検証について

(1) 「1事業1工夫」の成果について



- (2) 高齢者世帯への訪問実施と救急医療情報キット配布について

- (3) 医療センターの看護師等修学資金の貸付について

2 平成24年度の取り組みについて

(1) 亀山市地域防災計画について

(2) 自主防災組織について

問 市長は23年度施政及び予算編成の中で、23年度には数年来の財政基盤を支えてきた市税収入が減少し、7年ぶりに交付団体となることが見込まれ市財政運営上の大きな転換点を迎える。23年度予算については、職員一人ひとりが財政状況に対する危機意識を十分に認識し、すべての事業において1事業1工夫を加え、最少の経費で最大の成果を上げるよう事業内容の精査を行っていると決意のほどを話された。この1年を振り返り、1事業1工夫を加えた結果、得られた成果が当初のくろみどおりの最少の費用で最大の成果を上げたのか総括を伺う。

中嶋 孝彦（新和会）

過去の一般質問に対する進捗状況について

1 災害対策について

(1) 自治会所有の公民館、集会所等の耐震化について

(2) アスベストの飛散対策について

(3) 耐震強度が不足している市営住宅について

2 新名神高速道路工事について

(1) 亀山西ジャンクションのフルジャンクション化の見通しについて

坂本棚田について

1 今後の保全について



問 平成22年12月定例会で自治会所有の公民館、集会所等の耐震化についての質問に対し、検討していくという答弁があつたが、その後の検討内容、進捗率はどうか。自治会の公民館や集会所は準公共物というとらえ方の中、喫緊の課題ととらえて耐震化の支援施策は講じられないのか。

また、平成23年の9月議会の中で、市営住宅の中で耐震強度が不足している住宅に55世帯の入居があるという答弁であったが、今の状況はどうか、退去された方がいるのか伺う。

答 平成23年度予算は、行財政改革大綱に基づく初めての予算編成で、歳出構造の刷新として、予算要求に当たって、従来の積み上げ方式を見直し、1事業1工夫を加えた上での予算要求といった手法を取り入れた。これを受けそれぞれ各部局、各担当において、大変地味な作業ではあったが、消耗品費や旅費、委託内容の精査といった細部にわたって精査を行ったことから、継続的な事業で見ると、平成22年度と比べ約2億円の削減が図られた予算編成を行った。

具体的には、総合環境センターにおいて夏季の電気使用量削減率10%以上の目標に取り組み、対前年度比14%の電力量の削減が図れるとともに、電気使用料について600万円の減額に繋がった。委託関係では、中学校のデリバリー給食に係る委託の契約方法の見直しを行うことで約360万円の経費削減、職員健康診断についても、契約方法を変更をしたことで、前年度より約200万円安価に委託できたなどの成果を得ている。

今後も工夫を行い、更に厳しくなる財政状況の中、歳出削減や歳入確保につながるよう、職員一人一人が常に心がける必要があると強く認識をした。

答 自治会所有の公民館、集会所等の耐震化について県下各市町の状況等を確認したところ、各市町とも避難所となる施設等の耐震化を国・県と連携し、早急に整備することを進めており、避難所対象でない施設についての耐震化については、既存の自治会施設等の補助制度を活用し、整備を進めている現状であった。当市においても、自治会集会施設助成制度を活用し耐震強化を図っていただきたく、この制度自体を今まで拡充をしながら運用してきており、ぜひこの制度を生かしていただきたいという基本的な考え方を持っている。

耐震強度が不足している住宅からの住みかえについては、9月議会において耐震強度の不足している市営住宅への入居は55戸と報告したが、現在2戸が住みかえられ、53戸となっている。耐震強度が不足している木造などの平家住宅の入居の安全確保については、早急に解決すべき最優先課題ととらえ、耐震性を有している既存の市営住宅で空き室が発生した場合や民間市営住宅を借り上げた際には住みかえの案内をしているが、高齢者は余生を今の住宅で過ごしたいとか、家賃が高くなるなどの理由から、なかなか住みかえが進んでいないというのが現状である。

鈴木 達夫（ほぶら）

後期基本計画・第1次実施計画の諸課題について

1 「新生亀山・離陸の年」が力強く踏み切れるのかについて問う



(1) 農林業の振興について

ア 農業者育成支援事業について

イ 地域資源を活かした農業の展開について

(2) 市民活動応援事業について

ア 前期計画の市民税1%応援事業との関連について

イ 地域コミュニティのしくみづくりとの関連について

ウ 市民参画・協働と地域づくりの一体化について

(3) かめやま文化年事業について

問 農業者育成支援事業についての要綱や、内容が示されないまま議会が議論するのは、精査の部分では劣ると思うが、要綱等を議会に提出すべきではないのか。更に、行財政改革大綱・補助金の適正化の基準は合っているのか。

また、地域資源を生かした農業の展開という部分に特化して何らかの推進計画を立てるべきだと思うがどう考えるのか伺う。

福沢 美由紀（日本共産党）

第5期介護保険事業の第1号被保険者保険料軽減対策について

1 第5期保険料の基準額が、第4期の4,008円に比べ1,369円も高い5,377円という予算案が出ている。少しでも保険料を軽減するために亀山市として考えられること、できることははないのか



安心安全な保育園・幼稚園・学校給食について

1 放射能汚染など食材について

2 異物混入などについて

3 緊急時に対応できる給食について

4 パンの国産小麦の使用割合について

緊急耐震対策事業について

1 事業の評価について

2 「耐震シェルター」、「耐震ベッド」の設置もいのちを守るために選択肢の一つとして進めるべきではないのか

問 給食の食材の安心・安全ということについて、どのような食材を使っているのか、また、たばこの吸い殻が給食に入っていたというニュースがあったが、亀山の状況はどうなのか伺う。

昨年の7月15日に、文部科学省が緊急時に対応できる給食について対策を立てるよう指示をしたがどのように考えているのか。

答 議員ご指摘のとおり、新たな補助事業に伴う予算審議を行っていただく場合は、やはり概要がわかる資料などの提出は必要かと考える。今後、広く市民を対象とした新規の補助事業については、資料等を提出させていただく。

また、この農業者育成支援事業は主要事業として位置づけており、後期基本計画第1次実施計画の策定において事務的な調整を重ね、最終的には庁議に付して意思決定をしており、この補助金は補助金負担金の適正化に関する基準に適合している。

地域資源を生かした農業の展開にかかる推進計画の策定については、市としては、費用、人的な支援などさまざまな取り組みを行っているが、亀山市の農業の将来構想とか目標といったものも作成をすることは重要なことであると考えている。

新年度において、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営基盤強化基本構想の見直しに取り組んでいくのでその中で検討を行っていきたいと考えている。

答 市は、学校給食で使用される食材についてはより安全・安心な物資を調達することを第一に考えている。財団法人三重県学校給食協会を通じての調達や、米、生鮮食品、野菜や肉については、できる限り亀山産、三重県産を調達している。

放射性汚染についても、暫定規制値を超える農産物の出荷制限の情報に留意し、学校給食の安全確保にも努めている。

異物の混入については、納入の際、納入業者立ち会いのもと、品質や異物等混入の確認及び給食調理員に対しては、研修会を実施し、異物混入予防等に関する安全指導を徹底するとともに、必要に応じて実地指導を行うなど、未然防止に努めている。

台風や断水等の緊急時の対応については、自校方式及び関学校給食センターは、乾パン、リンゴジュース、乾物を備えている。保育所の給食室は、防災計画上避難施設として指定されており、非常時に給食室が必要な場合には使用することが可能である。米、菓子類や、ジュース、水等を保管しており、応急的な提供はできると考えている。

新 秀隆（公明党）

市民の安心・安全を守るまちづくりについて



1 代表避難所の施設状況について

- (1) 備蓄品の配備について
- (2) 避難所（学校）の再生可能エネルギーの拡充について

2 防災・減災に対する意識について

- (1) 防災教育について
- (2) 他市の動向について

暮らしの充実について

1 市営住宅について

- (1) 市営住宅の現状について
- (2) 民間活用市営住宅事業について

問 いつ発生してもおかしくないと言われている東海3連動の巨大地震の発生に対し、総合的な防災対策を講じることや、児童・生徒に対する防災教育の必要性が高まってきている。三重県教育委員会からも、学校における今後の防災対策、防災教育のあり方についての指針が出されたが、亀山市としてどのような対応をとっているのか。

また、少年消防クラブはどのようなコンセプトから結成され、どのような方向に導いていこうと考えているのか伺う。

坊野 洋昭（緑風会）

神辺地区コミュニティセンター改築工事について



1 プール跡地の利用について

2 学童保育所の存続について

都市づくりの推進について

1 都市計画の見直しについて

2 市内道路ネットワークの策定について

問 神辺地区コミュニティセンターは、昭和55年に建築された亀山市では最も古いコミュニティセンターで、平成19年4月15日の亀山市を震源とする地震では、棟がわらが落ちるという被害を受けた。施設や敷地も狭く駐車場もない。今回、第1次亀山市総合計画後期基本計画の第1次実施計画に神辺地区コミュニティセンター改築工事が盛り込まれました。地域では、神辺小学校のプールの跡地への建設を切望しているがどうか。また建設の構造等はどのような計画か。

次に、学童保育所が神辺コミュニティセンターを借りて運営しているが、現在のコミュニティセンターを残していただき、このまま学童保育所として利用することができるのか伺う。

答 昨年の東日本大震災以降、市内各小・中学校においては、新たに避難所運営マニュアルを作成するとともに、安全点検の実施や避難経路等の見直しを行ってきた。また、避難訓練においても、被災地ボランティアに参加したゲストティーチャーを招き、生の声を子供たちに伝えるなど、各学校で工夫し防災教育を行ってきてている。

昨年12月に三重県教育委員会から出された指針についても、校長会において、各地域の現状を踏まえ、再度見直すように指示したところである。また、本年1月に開催された各市町教育委員会における学校防災担当者会議にも参加しており、他市町の取り組みも参考に、保護者や地域の協力も得ながら、関係機関と連携し、各学校等の取り組みを支援していきたいと考えている。

少年消防クラブの結成目的は、少年少女のころから消防・防災に関する知識を身につけることにより、将来の地域防災の担い手となる人材を育成しようとするものであり、学習、体験を通じて、消防・防災に関する正しい知識と技術・技能を身につけ、生命と暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、規律や防災マナー等を身につけるためのさまざまな活動を実施するものである。

答 亀山市総合計画後期基本計画第1次実施計画でお示しをさせていただいたとおり、新たな神辺地区コミュニティセンターを移転して建設することとしている。神辺小学校プール跡地は、現在の神辺地区コミュニティセンターの近接地の空き地の公有地であることから、移転先の候補地として、関係部署及び地元の方々と検討して決定をしていきたいと考えている。

なお、構造については木造平家建てを計画しており、近年建て替えをしているコミュニティセンターの建設状況と同等な面積や地域人口規模などを参考として、地域の方々と協議をして進めていきたい。

学童保育所については、コミュニティセンターの新築にあわせた移設ということは考えておらず、現コミュニティセンターをご利用いただいているので、新しいコミュニティセンターの完成後も、引き続き学童保育所としてご利用いただきたいと考えている。

岡本 公秀（新和会）

国のある子ども、子育て新システムについて



- 1 新システムにおける保育の問題点について
 - (1) 保育の必要性の判定について
 - (2) 園への申し込みについて
 - (3) 園の受け入れについて、また、幼稚園の方針について
 - (4) 保育料の算定について
 - (5) 認可外保育所への補助について

問 国のある子ども・子育て新システムでは、園への申し込みは、保護者が直接園に出向いて申し込みをすると規定されている。今は市が一元的にやっているが、保護者が直接園に申し込むとなると、複数の園にかけ持ち申し込みをするようなことが起き、現場で混乱を起こすんではないかという心配がされる。市も入園状況や待機児童の状況が把握できなくなるのではないか。また、民間保育所では、経営のことを考えなければならないため、園の事情で受け入れないこともあるのではないか。

また、幼稚園も0歳から2歳児を受け入れることもできるのだが、その方向性について伺う。

伊藤 彦太郎（ぽぷら）

都市計画の見直しについて



- 1 都市計画区域そのものの見直しの考えはないのか
- 2 都市計画税の課税方法の見直しはないのか

亀山市の今後の廃棄物行政について

- 1 今後のゴミ発生量と処理の予測について
- 2 溶融炉の長寿命化計画の内容について
- 3 廃棄物処理の広域化について

問 テクノヒルズ産業団地に閑町白木一色と白木町の2つの地域が隣接している。閑町白木一色は都市計画区域であり白木町は都市計画区域ではない。当然閑町白木一色には都市計画税がかかり、白木町にはかかるといふ差が出てきている。また、これまでともに都市計画を形成していた芸濃町が合併により津市となっており、都市計画の見直しが必要となってきているが、都市計画区域そのものを見直す考えはないのか。

亀山市では都市計画区域全域に都市計画税を課税しているが、都市計画税自体は、原則、都市計画法で定める市街化区域に所在する土地・家屋に対してかかる税金と言われている。現在の都市計画区域全部に一律にかけるようなやり方は正しい

答 国による子ども・子育て新システムでは、まず市町村が地域における保育などの需要の見込みを調査し、その見込み量を確保するための方策等を盛り込んだ市町村新システム事業計画を策定することとされている。市町村はその計画に基づいて、地域の実情に応じた提供体制を整備することとなり、ニーズに応じた保育が提供できるものと聞いている。したがって、計画実施後は地域の子どもは地域の施設を利用することとなり、ご指摘のような事態は発生しないものと認識しているが、当面は市が利用調整を行い、利用可能な施設、事業者をあっせんすると聞いている。受け入れについては、保護者が入所を申し込んだ場合、正当な理由がある場合を除き、施設に応諾の義務が課せられることになっている。

また幼稚園、保育園の区別なく、幼児期の教育の必要性を深く認識しており、今まで幼保の連携は、職員の交流を中心に行ってきたが、新年度以降は、関係部署と連携して、家庭生活の実態把握、幼稚園と保育園のカリキュラムの統一など、幼保一体化も視野に入れた取り組みを行っていきたい。

のか、見直す考えはないのか。

答 亀山市においては、従来からの土地利用に関するルールを遵守するため、平成17年の合併前の亀山市、関町、芸濃町の各都市計画区域を基本に、現在の亀山都市計画区域となっており、大規模開発のような大きな土地利用の変更や著しい人口集積等、都市に与える影響が多大となることが予想される場合は変更を検討していくものと考えている。全市的な土地利用のあり方、バランス、都市の構造など総合的な判断をしていくプロセスが重要で今後の課題とさせていただきたい。

また、都市計画制度というのは、地方自治体の基本的な、全市的に影響を与えるインフラを都市施設として位置づけ、それに対して長期的に、計画的に行っていくこうという基本的な制度であるので、税が、全市民の方が利用するごみ焼却施設や斎場などに使われておるのが適切かどうかということであれば、適切であると考えているし、都市計画というのは中・長期に考えていくべき問題で、全市的な視点を入れて考えていかなくてはならないもので、ある時代のある地点や、ある範囲を単独でとらえて考えるものではないと基本的に考へている。

服部 孝規（日本共産党）

オープンして3年も経たない市営斎場での雨漏りについて



- 1 雨漏りの原因は何だったのか
- 2 雨漏りを起こした責任は誰にあるのか

政府が打ち出した「こども・子育て新システム」について
1 新システムでは、親が保育園などの施設自分で探しその施設と直接契約するということだが、これにより国や自治体の公的責任が後退するのではないか

問 亀山市営斎場は、オープンしてからこの3月で丸3年を迎えるが、昨年の9月2日の台風12号で雨漏りを起こし、式場の天井部にしみができてしまった。なぜ3年もたたない斎場で雨漏りが起ったのか、欠陥があったとしか考えようがないがその理由を聞く。斎場の雨どいのつくりや建っている場所から考えると、落ち葉が排水溝をふさぐということは、予測できたのではないか。

斎場の建設、管理には、設計業者、施工業者、管理運営業者、亀山市の4者がかかわっているが、責任は一体どこにあるのか、今回のケースは重大な過失で、設計に問題があるのではないか。瑕疵担保責任を請求できるのではないか。

前田 稔（緑風会）

国民健康保険の医療費の適正化について



- 1 医療費の現状について
- 2 医療費の抑制に向けての取り組みについて
- 3 レセプトの電子データ化について

空き家対策について

- 1 空き家の現状について
- 2 危険な空き家に対してどのような対応をしているのか
- 3 空き家等の適正管理に関する条例について

問 過疎化、高齢化、また他のところへ新しく家を建てて移住するなどいろんな形の中で空き家が増え全国的に問題になってきてる。亀山市の空き家の数、その中で危険な状態にある空き家の数、そういうことが分かるデータは持っているのか、また危険な空き家に対する相談等の対応はどうなっているのか伺う。

空き家の適正化に関する条例をつくっている自治体があるが、亀山市も空き家条例の制定を今後考えていくってはどうか。

答 雨漏りの原因是、台風12号により、最高時間雨量37.5ミリ、日雨量243ミリ、風速20メーターを超える強風が3日間吹き続き、このときに式場のといに落ち葉がたまつたことである。

なお、森に囲まれた斎場という形で建設を行ったことから、当然落ち葉のことは想定しており、とい幅の拡張、といの本数、縦どいの口径の拡張などの対応をしている。

今回の責任についてであるが、設計、施工上に問題がなく、台風による猛烈な雨、特異な状況の中で発生した事態であると考えており、重大な過失には当たらず、設計業者、施工業者、管理業者いずれも過失はない判断をし、市が修繕を行ったところである。

なお、今回の修繕により、といの位置を軒先に変更したが、これはこのような事態がまた起きたとしたときに、再び式場が使えなくなったり、市民にご迷惑をおかけしてはならないということから、一層安全に、また特異な事態にも対応ができる、再発を防止するということで変更をいたしたものであり、設計や施工に瑕疵があったからではない。

答 亀山市には多くの空き家が存在していることは認識しているが、空き家の棟数について正式に把握したものはない。昨年6月、放火等による火災発生の防止を目的に、消防本部から市内自治会に対し空き家の調査を依頼し、回答をいただいた棟数は339棟である。危険な状態にある空き家については、敷地内の草木が茂ったりというような改善が必要な空き家も含めて24棟ということであるが、倒壊が懸念されるような家屋の数は掴んでいない。

相談体制については、市としての空き家対策に対する権限がないことから、現在のところは危機管理局、建築住宅室、関支所に相談をいただいている。

また、空き家等の適正管理に関する条例の制定については、先般、県より各市町に対して、廃屋問題を研究する会の立ち上げの参加の打診があり、今月第1回の開催が予定されている。当市もこの研究会に参加し、各市町の状況、問題点、対応策等について、県及び各市町と連携し、研究した上で、条例制定の必要性についてもあわせて検討していくみたいと考えている。

中村 嘉孝（新和会）

障害者自立支援法の一部改正について

- 1 利用者負担の見直しについて（応益から応能に）
- 2 障がい者の範囲の見直しについて
- 3 相談支援の充実について
- 4 障がい児支援の強化について



放課後児童健全育成事業（学童保育）について

- 1 学童保育の原点について
- 2 施設の耐震問題等について

成年後見制度（老人福祉法改正による）について

- 1 亀山市における制度の利用状況について
- 2 成年後見制度利用支援事業（市民後見人養成事業）について

問 まず学童保育の原点について、市としての認識を訪ねる。

次に、西小学校区の学童保育所おひさまは耐震診断の結果、1を基準として、0.3ということで、学童保育としての体をなしていないが、どういった見解を持っているのか、また、万が一不測の事態が起こった場合、それは人災であり、公的責任が問われるところだと思うがどのように考えているのか伺う。

答 学童保育所は、古くは戦前から、子供を放課

櫻井 清藏（ぽぶら）

人権について

- 1 12月定例会において質問をしたが、条例を制定する考えを再度尋ねる
 - (1) 条例制定への意欲について
 - ア 今定例会まで数回質問を行って
きたが、市長としての考え方について



東日本大震災に係る瓦れき処理について

- 1 亀山市としての考え方について、市長の見解について
 - 2 被災地の早期復興のために、当市の環境センターの溶融施設の活用を政府に対して申し出るよう質問を行ったが、その後の動向について
- インフルエンザ予防について
- 1 インフルエンザ予防のため、全市民を対象に予防接種費用の一部を助成する制度について

問 12月定例会での瓦れきの受け入れについて、市長は、市民の皆さん安心・安全や、あるいはこの地を未来永劫に禍根を残さないという責任のある立場で判断し、受け入れられないという答弁であったが今もその考えは変わらないのか。

亀山市には立派な溶融炉がある、それを被災地のために活用することは考えられないのか。今市長に望むことは決断と実行であり、それが亀山市、

後に預かる自主的な活動として始まったものとされているが、現在では、放課後や長期休暇中などに、親の就労等の理由により家庭に保護者がいない子供たちが、専任の指導員のもと、宿題をしたり遊んだり、また、おやつを食べたりなど、家で過ごすのと同じように安全で楽しい時間を持つて居所となっているものである。近年の経済状況に伴う女性の社会進出や核家族化の進行などにより、全国的にもますます学童保育所の需要が高まっている。

西小学校区の学童保育所については、本年1月に運営委員会の方々と懇談し、当該学童保育所が抱える実情について詳しく聞かせていただいたところで、耐震の不安もご指摘をいただいている。子供たちが安心して過ごせる居場所ということを念頭に、市としても、今後も運営委員会の皆様と協議を継続していきたいと考えている。

万が一の場合の責任については、当該学童保育所は民設ということで、一義的には設置者ということになるが、児童を預かる施設ということで、公的な位置づけも強いという認識をしており、そういう面で、どういった判断を下すべきなのか、研究をしていきたいと考えている。

亀山市民が望んでいることだと考えるがどうか。

答 東日本大震災の復興のためには、瓦れきの広域的な処理が重要な要素の一つであると考えております、広域処理が促進をされるためには、災害廃棄物の放射線に関する安全性等がしっかりと整理をされて、その中で合意形成がなされる必要があるという立場である。

瓦れき処理については、三重県、三重県市長会及び三重県町村会において、受け入れの協議がなされてきたが、現実問題として、各市町の一般廃棄物処理に対する事情が異なること、さらには瓦れきの処理には運搬、あるいは焼却、最終処分という3段階の工程がある中で、市民の皆さんとの合意はもちろんのこと、周辺自治体の理解と協力が不可欠であり、大変複雑なところである。

現在、三重県、三重県市長会及び三重県町村会は、今後3者が連携し、足並みそろえて勉強と意見交換をしていくとの統一見解を出されているところであるが、今日に至る過程で、国、並びに県が積極的に関与する必要があるという要望もしてきている。

今後さまざまな意見交換の場を通じながら、今後の対応をしていきたいと考えている。

宮崎 勝郎（緑風会）

市長は亀山市をどう思っているのかについて

- 1 市長に就任して3年が過ぎたが、就任時の想いは十分達成できたのか
- 2 市長は、今後亀山市をどのように想っていくのか



亀山市の文化・スポーツ振興について

- 1 亀山市の文化振興について、今後どのように考えていくのか
- 2 今後の歴史文化振興について考えを聞きたい
- 3 食文化振興について考えを聞きたい
- 4 芸術文化振興について考えを聞きたい
- 5 今後のスポーツ振興について考えを聞きたい
- 6 来年、全国中学校体育連盟による全国ソフトボール大会が開催されるが、現在の取り組みは進んでいるのか
- 7 10年後に三重県国体が誘致されると聞くが、亀山市の考え方を尋ねたい

亀山市の商店街の支援について

- 1 白い街（東町）の今後はどうなるのか
- 2 亀山駅前商店街の活性化をどうするのか
- 3 関町並み振興をどうするのか

問 市長任期を残すところ1年となったが、市長のマニフェストは達成できているのか、また、亀

大井 捷夫（新和会）

文化振興事業の推進について

- 1 文化振興の基本的な考え方について
- 2 文化振興ビジョンに示された文化振興の進捗状況について
- 3 文化振興ビジョンで定める「文化のみえる化プロジェクト」について
- 4 文化振興とスポーツ振興を併合した取り組みについて
- 5 屋根のない博物館について



亀山森林事業施策について

- 1 森林(生産林・環境林)の実質的な整備実績について
- 2 森林の現状と今後の対策について
- 3 平成24年度から始まる「森林再生プラン」について
 - (1) 亀山森林整備計画の見直しについて
 - (2) 木造化された関中学校の教育効果について
 - (3) 今後の地域森林業への支援について
 - (4) 新たな事業の取り組みの考え方について

安全・安心のまちづくりについて

- 1 亀山市における「安全」に関する位置付けについて
- 2 防災、防犯に関して各組織等との連携と応援体制の現状について
- 3 安全・安心の確保への具体的な取り組みについて
- 4 安全・安心の基礎となる条例の整備への取り組みについて

問 国の、森林や林業の指針とする「森林・林業

山市を今後どう想っていくのか聞く。

答 就任にあたり、だれもが愛着と誇りを持って暮らし続けることができる、「小さくてもキラリと輝くまち・新生亀山」の実現に向け、最善の努力を重ねる決意を示させていただき、総合計画とマニフェストとの整合を図りながら、市政運営に傾注をしてきた。

WHO健康都市連合への加盟や地域医療の再構築、中学校卒業までの医療費の無料化、子ども総合センターの設置、井田川駅前の再生などにも取り組んできた。一方で、税収が落ち込む中で行財政改革大綱を策定して、行財政改革を総合的に推進するとともに、文化部の設置など、組織機構改革も手がけており、これらを総括すると、この3年間で一定の成果へつながりつつあるものと考えている。

これからの想いとしては、今後一層、安心・安全に軸足を置くとともに、行財政改革をしっかりと推進し、前期基本計画の成果を経営資源としてとらえた中で、それらを生かし、つなげながら、分権時代にふさわしい自立した5万人都市として、持続可能な自治体経営を行って行きたいと考えている。

「再生プラン」を受けて森林整備計画が見直しをされているがその取り組み等について聞く。

答 森林整備計画の見直しは、国の森林・林業再生プランに基づき、新たに地域の実情に応じた森林づくりのマスターplanとして位置づけるもので、生産林と環境林に区分し森林整備を進めること、生産性の高い低コストな作業システムを構築していくこと、地域材を利用した公共建築物の木造化、木質化の推進の3点を重点的な取り組みとしている。

また、「木のぬくもりを感じる校舎」をコンセプトの一つとして掲げた関中学校の校舎建築の効果としては、先生や生徒全員が、以前よりも比較的落ちついて学習に励んでいるといった印象を持っていることが上げられる。

今後の地域森林業への支援については、搬出間伐や路網整備などに関し、国・県補助金に上乗せ補助を行っている。亀山市産材の利用拡大を図るためにも、まずは亀山市みずから公共建築物の木造、木質化に取り組み、亀山市産材の利用をPRして、一般建築物の利用拡大までつなげていきたいと考えている。バイオマス燃焼についても県が進めている実証実験の結果を踏まえて、研究・検討をしていきたいと考えている。

高島 真 (いずれの会派にも属さない)

職員人件費について

1 広報かめやまに公表された職員給与について

2 人件費、約36億の内訳について

市道等維持管理工事補助金について

1 維持修繕工事に使用する重機等の借上げ額について

国民宿舎「関ロッジ」について

1 今後の経営方針について



問 昨年の12月16日の「広報かめやま160号」に掲載されていた市職員の給与についてであるが、職員総数582人、一般行政職の平均給料が33万901円、亀山市の総人件費が36億9,685千円となっている。平均給料には期末手当などが含まれているということで、市民には非常に分かりにくい計算方法である。

月平均給料、期末手当、退職手当がそれぞれ幾らと金額で分かりやすく記載する考えはないのか。

答 市職員の人件費については、毎年12月に「広報かめやま」の特集記事により広く市民の方々にお知らせをしている。

今回の広報の一般行政職の平均給料33万901円については、職員の給料及びボーナス等々の職員手当を一般行政職員283人で除した額である。

職員人件費約36億円の中には一般会計の職員給与のほかに、市長、副市長の給与や市議会議員の報酬等が含まれており、一般会計における人件費で、企業会計や特別会計における人件費は含まれていない。したがって議員ご指摘の職員の人件費36億9,685千円を職員数で除した額とは合致していないところである。期末・勤勉手当については、金額ではなく、年間で3.95カ月という形で掲載をしている。

今後、各市の内容等を参考にしながら掲載方法について検討したいと考えている。

豊田 恵理 (いずれの会派にも属さない)

食育について

1 亀山市の食育についての考え方について

2 亀山市の食育に関する取り組みについて

(1) 亀山市らしい取り組みとは

(2) 亀山市の子どもに対する食育とは

3 身近なところから食育について



問 亀山市では、昨年3月に食育推進計画を策定したが、策定にあたっての食育に関する背景と、策定後、効果や変化はあったのか伺う。この食育推進計画は、個人の取り組み、地域の取り組み、行政の取り組みと3つの取り組みに分かれているが、行政の取り組みはどのようなものか。

食育はだれにとっても、どの年代においても重要なテーマであるが、特に子どもの成長過程においては大変重要で、園や学校での子どもに対する取り組みはどうなっているのか伺う。

答 食は、生きる上で生活の基本であり、心身

の健康や豊かさへつながるもので、子どもの頃からの食育を推進することにより、食に対する心構えや栄養に関する知識、伝統的な食文化、生産過程などを学び、食育と健康をキーワードとした健康文化のまちづくりへと展開、発展させていくことを目指したものである。計画策定にあたっては関係機関や団体など多くの方に関わっていただいている、食育について再度深く考えていただきたい機会に、また、計画の各方面への配付や、ケーブルテレビや広報などのPRにより市民の関心が高まったものととらえている。

行政の取り組みは、児童健康診査時に保護者への啓発、広報で特集記事を組むなど家庭、学校、保育所、地域と幅広く取り組んでいる。

学校での食育指導は、各学校が学年別に教科や総合的な学習の時間、特別活動などの時間の中で、学校全体として指導計画を立てて取り組みを進めており、具体的には、野菜の栽培や収穫の体験、異学年の子どもや生産者、保護者を招いて体験談や調べたことの発表、給食時には食事の重要性や心身の健康、感謝の心、マナーなどの社会性などを発達段階に合わせて指導を行っている。

宮村 和典（いずれの会派にも属さない）

市長マニフェストの検証について

- 1 マニフェストを掲げた意図は何か
- 2 誰のためのものか
- 3 任期残り1年となった現時点での評価を求める
- 4 任期中に全て実現できるのかを問う

中学校授業における武道の必修化について

- 1 平成24年度教育行政の一般方針に一言も記されていないが何故か
- 2 必須科目となった理由は何か
- 3 市内3中学校で取り組む科目は決定しているのか
- 4 誰が決めるのか

関ロッジについて

- 1 経営感覚を問う
- 2 最少の経費で最大の効果を上げる考えに合うのか

問 市長がマニフェストを作成した意図と、それはだれに対して発信しているのか。市長の任期はあと1年を切ったが、達成度はどの位か。また、任期中に残された項目の中で、外部監査制度と、市南東部の将来構想についてはどう取り組んでいくのか伺う。



答 マニフェストは、市長選に臨むにあたり、「小さくともキラリと輝くまち・新生亀山」を目指して、市民の皆さんと交わす約束として、4年後にその結果をチェック・評価いただけるよう、政策大綱としてより具体的な施策の中身をお示しさせていただいたものである。

23年度末におけるマニフェスト68施策の取り組み状況は、完全に実現できる見込みが13施策、ほぼ実現する見込みが12施策、実現のための事業開始及び事業拡大を行う見込みが18施策、合計43施策、約63%が実現に向け動き始めている。一方で、実現に向けた調査・検討を始めたものが18施策、未着手のものが7施策となっている。また、外部監査制度の導入は行わない考え方での方向で検討している。市南東部の将来構想は、平成22年度に策定した都市マスターplanの土地利用配置方策において、都市内田園居住ゾーン及び農地・田園居住ゾーンと示しているところで、将来構想の作成は今後も地域の皆さんのお考えや、地域活性化に向けた地域の盛り上がりなどを勘案しながら、地域の方々とともに整備をしていきたい。

議案第36号 亀山市基本構想の変更について

議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について

基本計画の策定は、これまで議会の議決事項ではありませんでしたが、市民にとって重要な事項であることから、平成22年6月に制定した「議会基本条例」において議会の議決事項としました。

また、市の基本構想については、これまで議会の議決を経て定めることが地方自治法で規定されていましたが、平成23年5月の地方自治法の一部改正によりその規定がなくなりました。このことから、議会基本条例の一部改正を行い、現基本構想の変更や廃止を議決事項としました。

市の最上位計画である総合計画の基本構想や基本計画について、議会で議論ができるようになったことは、市民の負託を受けた議会にとって大きな議会改革であり、行政に対する政策提言などの機能強化に繋がっていくものと考えます。

市長からも、二元代表制において議会と市長が構想や計画の策定責任や議決責任を共有できる大きな変化であるとの見解が示されました。

今回、8名の議員が基本構想の変更や基本計画の策定について質問し、施策の方向性や財源、具体的な取り組みについて議論を交わしました。

議員提出議案第1号　亀山市議会委員会条例の一部改正について

◆亀山市議会の常任委員会に予算決算委員会を設置する改正を行いました。

亀山市議会では、これまで予算・決算についてはそれぞれ特別委員会を設置して議案の審査を行ってきました。また補正予算については、所管の各常任委員会において審査を行ってきました。

この審査方法のあり方について、議会改革の一つとして、議会運営委員会や議会改革推進会議検討部会で様々な検討を行い、今回、委員会条例を改正し、常任委員会として、議長を除く議員21名で構成する予算決算委員会を設置いたしました。

予算決算委員会では、亀山市基本構想の変更についてと、亀山市基本構想に基づく基本計画の策定についての2議案について1日、平成24年度各会計予算に関する議案について2日間審査を行いました。

また、予算決算委員会の中に総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会の3つの分科会を設置し、平成23年度の各会計補正予算については、この分科会に分担し審査を行いました。



○予算決算委員会では慎重な審査の結果、次のような意見を申し添え、可決いたしました。

1. 厳しい財政状況の中での第1次総合計画後期基本計画のスタートとなるが、その具現化に向け、第1次実施計画に掲載された事業の着実な推進に努められるとともに、早期に行財政改革に取り組まれたい。
2. 新規事業については、委員会で出された意見を真摯に受け止め、事業の目的、規模等、十分精査のうえ事業計画を立て、事業効果が早期にあらわれるよう努力されたい。
3. 既存事業の実施に当たっては、事業効果の検証を十分行い、中期財政見通しの見直しも視野に入れて取り組まれたい。
4. 各種基金については、その効果を十分検証し、優先順位等を見極め、適切な運用を図られたい。

常任委員会はテーマを決め、調査・研究を行っています

「亀山市議会基本条例」には、委員会はそれぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会運営に努めていくことが規定されています。

これに基づき、亀山市議会に設置されている3つの委員会は、毎年それぞれの委員会の所管に関するテーマを決め、調査や研究等を行っています。

3月定例会で、議会閉会中でも委員会を開催し、調査・研究等ができるよう閉会中の継続調査の申し出を行いました。現状分析や市民ニーズ、先進地の状況調査を行いながら、9月までの間、調査・研究を行っていきます。

総務委員会 「安全・安心なまちづくり」～防災体制の充実について～

★亀山市の「防災体制の充実」を図り、安全・安心なまちづくり
を推進するため調査・研究を行う

教育民生委員会 「子育て支援」～学童保育所の位置づけについて～

★亀山市の子育て支援策における学童保育所の位置づけについて調査・
研究を行う

産業建設委員会 「これからのごみ処理」について

★ごみ処理に係る課題・問題点(ごみの減量化及び処理方法などについて)

請願の結果（3月定例会で審査）

件名	請願者	紹介議員	結果
年金支給額削減をやめて、無年金者の解消、低年金者の底上げを求める請願書	亀山市北町2-47 全日本年金者組合亀山支部 会長 藤田 考	服部孝規、宮崎勝郎 岡本公秀、豊田恵理	採択
学童保育所の補助金についての請願書	亀山市みずきが丘73-6 亀山市学童保育所連絡協議会 会長 打田 喜行	櫻井清蔵、竹井道男 前田 稔、中村嘉孝 福沢美由紀、豊田恵理 新 秀隆、高島 真	趣旨採択

市民の皆さんのご意見やご要望を市政等に反映させる方法として請願書や陳情書を市議会に提出することができます。なお、請願は本市の議会議員の紹介が必要となります。

請願は所管する委員会に審査を付託し、本会議において採択、不採択の決定を行い、採択された請願は、国や関係機関へ市議会から意見書を提出します。

提出の方法等詳しくは議会事務局にお尋ねいただくか、市議会ホームページをご覧下さい。

議会の主な動き

◆ 2月 ◆

- 1日 岩手県盛岡市議会視察来庁（企業誘致）
2日 東京都小平市議会視察来庁（議会改革・議会基本条例）
大分県日田市議会視察来庁（議会改革・事業仕分け）
北勢5市の市長・正副議長懇談会
3日 静岡県函南町議会視察来庁（議会改革、議会運営他）
6日 リニア中央要望（6日・7日）
広島県安芸高田市議会視察来庁（議会改革）
7日 長野県飯田市議会視察来庁（発達障がい児への支援）
8日 岐阜県可児市議会視察来庁（議会インターネット配信）
千葉県野田市議会視察来庁（議会基本条例）
9日 兵庫県芦屋市議会視察来庁（中学校給食）
三泗鈴亀農業共済事務組合議会定例会
10日 市議会議員共済会第103回代議員会
13日 教育民生委員会協議会
総務委員会協議会
龜山市議会議員研修会
14日 鈴鹿市議会視察来庁（事業仕分け）
16日 鈴鹿龜山地区広域連合議会議員懇談会
17日 全員協議会
議会運営委員会
産業建設委員会協議会
群馬県館林市議会視察来庁（歴史的環境形成事業）
20日 第38回全国高速自動車道市議会協議会定期総会
24日 3月定例会開会

◆ 3月 ◆

- 5日 議案質疑
6日 議案質疑
7日 議案質疑、一般質問
議会運営委員会
予算決算委員会
8日 一般質問
12日 一般質問
会派代表者会議
13日 予算決算委員会産業建設分科会
産業建設委員会
14日 予算決算委員会教育民生分科会
教育民生委員会
15日 予算決算委員会産業建設分科会
産業建設委員会
会派代表者会議
16日 予算決算委員会
21日 予算決算委員会
22日 予算決算委員会
26日 議会運営委員会
3月定例会閉会
28日 鈴鹿龜山地区広域連合議会
29日 市議会広聴広報委員会

◆ 4月 ◆

- 4日 市議会広聴広報委員会
6日 会派代表者会議
11日 教育民生委員会協議会
12日 産業建設委員会
16日 総務委員会協議会
19日 第95回東海市議会議長会定期総会
20日 全員協議会
議会改革推進会議検討部会
26日 日中友好促進三重県市議会議員連盟役員会
27日 教育民生委員会

6月定例会の会期日程(予定)

- 6月7日 本会議開会 10:00～
18日 議案質疑 10:00～
予算決算委員会
19日 一般質問 10:00～
20日 一般質問 10:00～
22日 予算決算委員会産業建設分科会 10:00～

- 22日 産業建設委員会
25日 予算決算委員会教育民生分科会 10:00～
教育民生委員会
26日 予算決算委員会総務分科会 10:00～
総務委員会
27日 予算決算委員会 10:00～
29日 本会議閉会 14:00～

※正式な日程は定例会直前の議会運営委員会で決定されます。

詳しくは議会事務局へお問い合わせ下さい。ホームページにも掲載します。

※市議会では、本会議の模様をケーブルテレビで生放送と録画放送を、インターネットで録画配信を行っていますので、ぜひご覧下さい。